

## 南仙台国際学院 返金規程

### (目的)

第1条 この規程は、南仙台国際学院(以下「本校」という)が、入学を許可したものに關する学生納付金等(以下「納付金等」という)の返金に關する事項について定める。

### (返金方法)

第2条 納付金等の返金は、原則として、学期ごとに行う。

- 2 納付金等の返金は、学生本人または経費支弁者に行う。
- 3 納付金等の返金の際にかかる振込手数料は、受取人の負担とする。

### (返金処理)

第3条 返金する場合は、次の各項に従って処理するものとする。

- 2 在留資格認定申請後に入学を辞退した場合、「在留資格認定証明書」の交付、不交付にかかわらず、選考料は返金しない。
- 3 「在留資格認定証明書」交付後に納付金等を支払ったが、ビザの結果が出る前に入学を辞退した場合
  - (1) 選考料及び入学金は返金しない。
  - (2) 「入学許可証」の返却が確認された後に、残りの納付金を返金する。
  - (3) 入寮を希望していた場合は、入寮費は納入しなければならない。
- 4 日本の在外公館からビザ発給が拒否された場合
  - (1) 選考料は返金しない。
  - (2) ビザ不発給であることを本校に速やかに報告し、ビザが発給されなかったことが確認できる資料を本校に提示した場合、入学金および残りの納付金等を返金する。ただし、ビザ不発給の結果が授業開始前に判明していたにもかかわらず、本校への報告や資料の提示が授業開始後となった場合、既に開講した学期分の納付金は返金しない。
  - (3) 入寮を希望していた場合は、入寮費は納入しなければならない。
- 5 来日のためのチケット情報を本校知らせた後、入学辞退した場合
  - (1) 選考料、入学金、既に発生した保険の掛金と、在籍予定の学期分の納付金は返金しない。
  - (2) 入寮を希望していた場合、入寮費及び1か月分の家賃および寮にかかる諸費用は納入しなければならない。

6 来日が遅れた場合

開講後、既に終了した分の授業料は返金しない。また、入寮を希望していた場合、来日の有無にかかわらず、予定していた居住期間分は納入しなければならない。

7 入学後、退学届が提出された場合

- (1) 退学届が受理された場合であっても、在籍した学期分の納付金等は理由の如何を問わず返金しない。残りの納付金等は、返金のために必要な確認を完了した日を含む学期分を除き、学期(6か月)単位で授業料を返金する。返金のために必要な確認の内容は、本項第2号から第4号に定める。
  - (2) 他の日本語教育機関への転校または大学や専門学校等へ進学をする場合、転学先の入学許可証その他、本校が指示する書類を提出しなければならない。
  - (3) 在留資格変更をする場合、出入国在留管理局に申請したことを証明する資料その他、本校が指示する書類を提出しなければならない。
  - (4) 帰国する場合、失効された在留カード及び「出国」の印が押された旅券をメール等で本校に提出しなければならない。
- 8 退去強制(強制送還)された場合や除籍処分、ならびに学則に基づく懲戒処分を受けた者には、納付金等は返金しない。
- 9 天災等、本校の責めによらない事由により長期間授業ができない場合であっても、納付金等は返金しない。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、所定の手続きを経て、校長が行う。

附則1. この規定は令和8年10月1日から施行する。